

1 日時

平成26年2月6日(木) 午後3時から午後4時30分

2 場所

千葉県総合教育センターメディア教育棟302

3 議題

- (1) 千葉県特別支援教育推進基本計画の中間評価後の進捗状況について
- (2) 次期推進基本計画について

4 出席者

- (1) 委員(出席7人 欠席3人)
- (2) 事務局(6人)
- (3) 傍聴者(0人)

5 概要※

※本会議は、「千葉県特別支援教育研究推進会議の公開に関する取扱い」及び「千葉県特別支援教育研究推進会議傍聴要領」に基づき公開しました。会議の冒頭、委員長の選出が行われ、委員長により議事傍聴が許可されました。したがって、議事録の公開については、傍聴が許可されてからの協議の部分となります。

(1) 議題1 千葉県特別支援教育推進基本計画の中間評価後の進捗状況について

委員長：では、議事に移ります。推進基本計画の中間評価後の進捗状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局：資料7をご覧ください。これは千葉県特別支援教育推進基本計画の骨子です。

左上には、平成19年度の計画策定当時の、本県の障害児教育の課題を記載してあります。それらの課題を解決し、千葉県の特別支援教育を発展させていくことを目指しまして、右下の「6つのテーマと20の取組」からなる10年を推進期間とする基本計画を策定いたしました。

次にA3版の資料8-1と資料8-2をご覧ください。

計画策定から5年を経過した平成24年度に中間評価を行いました。その時の研究推進会議において、委員の皆様から「計画は着実な進展をみせているものの、引き続き充実を図ることが期待される」との評価を踏まえ、「パワーアップのための今後の取組」とする補強・補完的な追加措置を加え中間評価とし、県民に公表しました。資料8-1、8-2の左の2列が計画の柱である「6つのテーマと20の取組」、まん中2列が中間評価と追加措置である「パワーアップのための今後の取組」、網掛

けをしている右1列が、今後の取組の進捗状況です。

6つのテーマを簡単に説明しますと、ローマ数字Ⅰが早期教育の相談支援体制に関すること、Ⅱが小・中学校の特別支援教育の体制の充実、Ⅲが特別支援学校の整備・機能の充実、Ⅳが後期中等教育(高等部段階、高等学校段階)の充実に関すること、Ⅴが障害のある生徒の生涯学習に関すること、Ⅵが教員の専門性の維持・向上についてです。

平成26年1月の時点での進捗状況について一つ一つ説明すべきところですが、全体をまとめまして、資料8-2の下部に記載しました。パワーアップを図るために設定した今後の取組のうち、約半数を超えて、取組が完了、又は具体的に取組を進めている最中となっております。

一方、企画・検討をしておりますが、まだ具体的な取組を始めていないものがありますので、今年度も含め、平成28年度のゴールまでに、しっかりと実践し、その効果を確認してまいりたいと思います。

報告は以上です。

委員長：ただ今の事務局の説明について、御意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

A委員：小学校に就学する際に教育相談があり、障害があると学区の小学校には行けないという話が一般的に言われている。計画の中に「認定就学者制度の周知」とあるが、その意味、制度はどのようなものか。希望すれば居住する学区の学校に通えるということか。

事務局：実は「認定就学者制度」というのは、今般の法改正で事実上なくなりました。経緯を申しますと、改正前においては、施行令22条の3の障害の程度に該当する場合は、原則、特別支援学校への就学としておりました。その中で、市町村の設置する学校において、就学が可能な環境等状況が許せば、小学校や中学校に就学することを認定するというのが認定就学者制度です。

それが今回の法改正では、障害の程度が22条の3に該当した場合に「特別支援学校への就学を原則とする」とい規定がなくなり、逆に「特別支援学校への就学を認定する」という制度に変わりました。

しかし、就学先を決定するのは市町村教育委員会であること、保護者に十分な情報を提供し、合意形成を図り、教育的ニーズに応じた最適の教育の場、環境を提供していくことは、これまでと同じでございます。

認定就学者制度は以前の制度として廃止され、新しい就学の手続になっていると御理解いただければと思います。

事務局：制度が変わり、特別支援学校に就学する児童生徒が便宜上「認定特別支援学校就学者」と呼ばれるようになりました。以前は、小中学校に行く児童生徒が「認定就学

者」と呼ばれましたが、逆の定義になりました。

事務局：例えば「このくらいの基準に該当すれば特別支援学校へ…」という施行令22条の3というライン自体は変わっておりません。

委員長：丹念に対応を重ねていくということだと思います。その他、いかがでしょうか。

B委員：推進基本計画の36ページの中段、「特別支援教室構想」について説明を。

事務局：この「特別支援教室（仮称）」ですが、これは特別支援教育を推進する中で、障害のある児童生徒の学習の場の形の一例として、国が示したものです。具体的には、同頁に文部科学省の見解を掲載してありますが、障害のある児童生徒が、原則、通常の学級に在籍しながら、特別な場で特別の支援を必要に応じて受けることができる弾力的なシステムとして、国は3つの類型を示しました。

千葉県でも「特別支援教室」の実践的研究を行った経緯がございますが、専門性を有する相当数の教員の確保、予算面の確保など、実現には困難性が高いという研究結果を得ており、その後は実践しておりません。

B委員：この研究は平成19-20年度の検証と書いてあるが、当然（子どもが）行く教室があると思うが、その担当職員は、そのために配置された職員が当たるのか、校内の特別支援学級の担当者が当たるのか、そのあたりはどうだったのか。もしくは、加配だったのか。

事務局：当時、この研究を進めるにあたって加配が行われたのかどうかについては、今、手元に資料がなく把握しておりません。校内の職員の中で対応を工夫したが、子どものニーズに十分対応できるだけの体制を整えられなかったとの報告が残っております。

事務局：人を十分配置しなければやれないシステムということでした。文部科学省も断念しているわけではないと思いますが、実際は進んでいないというのが現状です。

A委員：以前、ある小学校で、低学年には少人数指導ということで、学年に一人ずつ先生が別についていて、その先生は他にクラスは受け持たず、通常の学級の中で必要のある子の指導を担当していた。

高学年になるにつれ学習内容の理解に困難さが増すと、通常の学級から特別支援学級の特定の学習に「取り出し指導」として参加しその学習が終わると、また元の級に戻るというやり方をしていたが、そのようなイメージか。特別支援学級のようなものか。

事務局：もっと大胆にニーズに対応しようとするもので、そのためのスペースを置き、必要な時に必要な指導を行えるようにするもの。そのために教員の数が必要になり、必要な数を各学校に配置するのは相当の人員費になるわけで、なかなか実現しない状況です。

委員長：まだ御意見があろうかと思いますが、時間も限られておりますので、これについては、今の意見を踏まえ、引き続き教育委員会に御努力いただくと言うことで、次の次期推進の議題に進めたいと思います。

事務局：資料9をご覧ください。

現在進行中の推進基本計画は平成28年度をもって終了となりますが、本県の特別支援教育の充実、維持・発展をさせていくためには、平成29年度以降も特別支援教育に関する基本計画を定め、一層の推進を図っていくことが重要と認識しております。予定としましては、来年、平成26年度から具体的な取組を開始し、3年間かけて策定いたします。

1年目は、教育委員会の中で素案作成の取組を進めます。

2年目は、外部有識者による計画策定のための懇談会を設置し、専門的、客観的な見地から御助言を頂く予定です。また、障害者に関する福祉、保健、労働、教育など各種行政機関や団体の方々にも御出席いただきたいのですが、財政的に厳しい状況もあり、速い段階から県民の皆様への意見公募を実施してまいりたいと考えております。

次に、資料10をご覧ください。

次期推進基本計画の策定に取り掛かるに当たり、本日、委員の皆様から千葉県の特別支援教育、あるいは障害のある幼児児童の相談支援、卒業から就労に至るまでの様々な課題など、日頃、皆様を感じ、お考えになっていることがあれば、資料10をたたき台にして、御意見、御助言を頂戴したいと考えております。

資料10の左半分は、現在の推進基本計画が、当時どのような課題があって、そこからどのような取組を導き出したか、を図示したものです。

そして右半分は、これからの特別支援教育の推進に必要な視点を円周上に置き、中央にコンセプトあるいはスローガンとしてのフレーズを入れてあります。

計画を考える際は、当然、課題認識に基づいて考えていくわけですが、恐らく、その基本ラインは、現在の6つのテーマで構成する計画を継承していくと思います。ただ、障害者に関する様々な課題を「社会モデル」として捉え、実践していくことが明確になってきた今日においては、教育に関する計画も、その視点を意識したものにしなければと思います。

資料10は、たたき台とするには極めて断片的で用をなさないかもしれませんが、これからの千葉県の特別支援教育を推進していくための計画を策定する上で必要な事について、御意見を伺わせていただければと思います。

よろしく願います。

委員長：示されたキーワードを基に、これからの特別支援教育について、それぞれのお立場からご意見をいただきたい…ということだろうと思いますが、どなたか口火を切っていただけませんか。

事務局：資料のキーワードについて若干、補足説明をさせていただきます。

「相談支援」については、現行計画でも就学前の幼児・保護者への相談の充実として取り組んでおりますが、平成24年施行で児童福祉法が改正されている状況を踏まえ、今後については、福祉サービスと教育分野の更なる情報共有・連携が必要となっていくものと認識しており、これまでのように単に就学前の教育相談というところに留まらない視点が必要と考えているところです。

「基礎的環境整備」は、障害者権利条約の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた「合理的な配慮」を実践していくために整えていくべき環境である、と先の中教審の報告でも述べられているところです。

「多様な学びの場の充実」とは、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場、また通常学級においても少人数指導とか複数教員による指導など、多様な教育的ニーズに応じた多様な学びの場を指します。

そのためには、多様な学びの場を実現するだけの「教員の確保」が必要となります。

「特別支援学校の環境と機能の充実」については、児童生徒数増加への対応と、特別支援学校の障害部門の対応について、全県的な機能・構造を見直していくものです。

「教職員の確保」というキーワードは、「人材育成、専門性の維持向上」と直結したものです。

また、今後も共生社会の実現に向けて、特別支援教育を推進していく上で、当然、障害のある方の社会自立・参加について、一般社会に対して一層「理解啓発」をしていく必要があると考え、その辺りについても協議を深めていただきたく、関係キーワードを記載してみました。これらを手掛かりに、次の特別支援教育をどのように推進していくべきか、御助言をお願いいたします。

A委員：新年度から福祉サービスを利用するにあたっては、支援計画を立ててということになっている。障害認定の区分の話があったが、いずれ認定の動きが始まるのかと思っていたがいつのまにか時間が過ぎ、市の福祉課に確認したところすでに連絡が始まっていた。市内の特別支援学校には順次連絡があったが、県立の特別支援学校には連絡が漏れていたということがあった。市は自分の地区の学齢児を把握しているのだろうが、漏れていたようだ。

今、「福祉サービスとの連携」が課題だと、事務局の説明にあったが、ぜひやっていただきたい。

また、保護者が最初に悩みの相談を受けてもらうのは病院。そこで「これから」に

ついて得られる情報はとても大切。困ったらどこに行けばいいというような、ぜひ福祉、病院といったところと教育との連携をお願いしたい。

委員長：関係者間でしっかりと機能できるようにという点ですね。具体的には福祉と教育、医療と教育の連携ということが機能していくような取組ですね。

C委員：第5次の千葉県障害者計画の策定に向けての動き、進捗についてはどのような状況か。

事務局：第5次の動きについては、まだ事務局では把握していない。ただ、第4次計画策定の際は、教育分野に関係することについては特別支援教育課が窓口になって協働で進めてきた経緯もある。恐らく、第5次計画策定の際も連携していくと思います。また次期推進基本計画の素案を策定するためには、オール県庁というのでしょうか、教育庁内の閉じた中で作っていくものではなく、関係課との密接な連携の下で企画していく必要があると考えております。

委員長：今日はいろんなお立場で発言いただければ。

D委員：私からは、推進基本計画の5番目の柱の、卒業後の豊かな生活とか、学校開放講座、そのための関係機関との連携等の部分から少し述べてみたいと思います。学校を卒業した方々が地域で生活をしていく上で、働くことの継続や定着のための支援をどうするか、ということが関係者の間で話題になっている。障害のある方が「卒業後に働くこと」を支えるためにも、一人一人の生活をどうしっかりとさせていくか。これは、障害のない私たちでも生活がしっかりしていないと、しっかり働けないのと同じですが。特別支援学校を卒業し、学校というよりどころがなくなると、次第に家と職場の往復になっていく。最初のうちは特別支援学校との関わりが残っているが、やがては社会の中に埋もれていってしまう。卒業後、社会生活を送っていく上で、必要なことをまだまだ学ばなければならないのに、学ぶ機会もなく、職場と家庭との往復だけに埋もれていく。そういう方がたくさんいるというのが実感です。一人の社会人として生きていくためのパワーが先細りになり、職場のトラブルを乗り越えるだけのパワーがなくなり、離職につながる。そのパワーは、やはり仲間関係だったり、充実した趣味だったり、そうした豊かな機会が得られるようにしてあげたい。実は、それは職場での支援以上に重要だと言える。その意味から、特別支援学校の学校開放講座とか、卒業後の生涯学習としての支援は、とても大事な視点になると思う。できれば、学校開放講座が教育活動の閉じたものではなく、彼らにとって必要な

情報が学べるよう、いろんな分野を超えていろんな人が関わってプログラムを充実させていけるような、気軽に利用しあえるような、何歳になっても、その時必要な情報提供・支援が受けられるようになると、生活の支えとしてとても有効になると考えます。

委員長：特に、特別支援学校の学校開放講座に関して…ということでしょうか。

D委員：学校の垣根を越え、社会人学校のような、いろんな人たちが交流できるものであれば…。

委員長：特別支援学校が場を提供するものであったとしても、そこに期待されるものは様々な人たちとの関わりの場、ということですね。

D委員：障害のある人たちに関係した人たちだけのネットワークではなく、普通の社会生活をしていくためのネットワークが必要だということですね。

委員長：障害のある人に関係した人だけの集まりもあるでしょうが、一般の「インクルーシブなネットワークが…」、ということですね。

B委員：小・中学校の充実に関して、制度上の構築についてはいろいろ出ているが、小・中学校においては、何はななくとも人的配置なのかなと思います。制度上の整備プラス、多様な子どもたちに対応できるだけ人的配置を、ぜひ、しっかりとやっていただきたい。

インクルーシブ教育システムの考え方がこれから入ってくるが、小・中学校の先生方は、皆もっともだと思っている。ただ、心配なのは、「みんなと同じ教室で学びますよ」という対応を進めることで、それが人員削減になること。文部科学省の資料を読むと、インクルーシブ教育システムは大事だ…と言いながら、人的配置については具体的な示しがない。

千葉県で、これをやるなら、「これだけは人を配置して…」ということをしかりやっていただきたい。

実際、学校では「目を離せない」子どもに対して、全職員を割り振って対応している。個別の指導計画など、理論面も大事だが、何より人員確保をしかりとお願いしたい。現場は切実だ。

また、高等学校を卒業した子の次のステップ。ハンディのある子は、そのステップがない。卒業して社会に出るとき、学校と福祉行政との間でうまくいっていない。社会福祉というのは、申請。こちらかにお願いしないと始まらない。

老人福祉のように関心を向けられやすいものに比べ、障害者福祉への関心はそうではない。意識されにくい。高校から出る時のシステム、社会に出てからの面倒の見方、これがスムーズに行くようにすることが、これからの特別支援教育で大事に

なるところだと思う。

委員長：人材という点では、国の支援員の配置もあるが、「こういう人材…」というのがおありでしょうか。

B委員：地方財政措置なので、やはり市の財政状況により支援員の配置のバランスに違いがある。そうした違いで左右されるのではなく、県としての措置をぜひお願いしたい。基本的には常勤でやれる人をお願いしたい。

E委員：障害の重度・重複化、多様化という意味について。ハローワーク等でも精神障害者など、多様性を見せている。特別支援学校現場では、発達障害者への支援などをどのように考えているのか、教えていただきたい。

事務局：重度・重複化、多様化という言葉は、国も含めて広く使われているが、定義が定められているものではない。現場の手応えとしては、やはり障害の重度・重複化というのは感じている。実際、重複学級数は微増程度ですので、重複障害のある児童生徒が急増しているとは言い切れない。実際には、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加、知的障害特別支援学校高等部へのいわゆる軽度知的障害の生徒の増加、病弱特別支援学校における精神疾患のある児童生徒の対応の増加など、そうした言葉の根拠になっていると考えられます。こうした、一人一人のニーズに対応していることが社会で広く認識され、特別支援学校へ期待をしている表れとして、重度・重複化という言葉を用いて、特別支援学校の対応が説明されているものと考えます。

D委員：重度・重複化に関連して、学齢期の途中で、例えば小学校3～4年生の段階で小学校から特別支援学級・学校へ移る…と言ったことは以前からもあるが、そうしたことが増えているということはあるのか。

事務局：今もないわけではないが、やはり特別支援学級とか特別支援学校へ…というのは小学校から中学校、中学校から高等学校という進学の日時に選択される場合が多い。実際には小学校、中学校の先生方ががんばってくださっている。高等学校段階が大きな節目…。

D委員：ということは、やはり特別支援学校の生徒数が増えているというのは、高等学校進学期において、ということか。

事務局：そのように理解していただいて結構です。生徒数の増加の多くは知的障害の高等部。

B委員：以前と比べ、保護者の考え方、判断の仕方として、自分の子供に一番適切な学びの



場を選択するようになったともいえますね。

事務局：今、B委員がおっしゃられたのは、その通りだと思います。やはり多くの方が、節目の時に学校種を変えることがある。昨年の法改正で就学の手続き、またその手続きの考え方が示されたのですが、今までは「きっちり」としていた。今般の改正では、年度の途中でも、また途中で障害が重くなれば、節目まで学校種を変えないのではなく、よりニーズに応じてより良い教育を受けられるのではないかという場合、途中でも変えられるよう、柔軟な対応が可能としています。その逆も可能です。

その子がどこで学ぶのが良いのか、そのニーズに応じていくために保護者の皆さんと一緒に考えていけるよう、県教育委員会でも取り組んでまいりたいと思っております。

事務局：お手元の「中間評価と今後の取組」の冊子の9頁と8-1頁をご覧ください。平成7年くらいから平成23年まで、特別支援学校の児童生徒数とその内訳がご覧いただけます。平成7年度が3,600人、平成19年度が約4,600人、平成23年度が約5,600人。来年度は6,000に届く状況。

視覚、聴覚、病弱の数はほとんど伸びず、伸びはほとんど知的障害。学部ではほとんど高等部。

考えあわせていただけるとありがたいが、小・中学校の総児童生徒数というのはゆっくり少なくなっているが、特別支援学校の生徒数はずっと増え続けている。全児童生徒数の中に占める特別支援学校の児童生徒数の割合は、これまで一度も減ったことが無い、ということです。それが、先ほどB委員もおっしゃって下さった「信頼される」あるいは「冷静に見ていただいている」部分とになるのだろうと思います。

C委員：要望ということになるが、推進基本計画の骨子とその中間評価ですが、先ほどから、話題に出ています卒業後の豊かな生活、医療的ケアの充実など、平成19年策定当時も大きなテーマで、当時の計画にも位置づけていた。平成24年4月に介護士等の医療行為についての法改正があり、在宅における医療的ケアについての地域の事業者が看護師を活用してのケアに取り組んでいるが、そのあたりが今度の第5次の県の障害者計画の中でかなり重要になってくると思われる。

特別支援学校の生徒も、家庭ではこうした制度と密接な関係にある。つまりこの計画においては教育の中でだけでなく、「子どもの生活」という視点を意識してもらえたらと思う。

また就労の部分は、この計画を策定してから一番変わった部分。その辺を具体的に示してもらえると、委員の皆さんにもイメージをもってもらえるのではないかと。

委員長：千葉県は特殊教育のメッカ。さすが千葉県…と言われるような計画をぜひ期待して

おります。

では、予定した議事は以上でございますので、この辺で委員長と副委員長の役を下させていただきます、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：委員の皆様、長時間にわたりましたの活発なご発言、ありがとうございました。また、F委員とC委員には、大役をお引き受けいただきありがとうございました。おかげ様で充実した会議となりました。お礼申し上げます。